

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定関係

義務教育諸学校教育職給料表の適用を受ける職員の給料月額を改定すること等のため、この条例を制定するものである。

1 改正概要

(1) 義務教育諸学校教育職給料表の改定

義務教育諸学校の教諭等に適用する「義務教育諸学校教育職給料表」については、神奈川県教育職給料表を基に、地域手当の配分変更等のため2%程度の減額調整を行った上で、本市の給料表として新設するため、平成28年第4回川崎市議会定例会において「川崎市職員の給与に関する条例」の改正を行ったところである。

この度、平成28年神奈川県人事委員会勧告において、神奈川県教育職給料表について増額勧告があったことから、勧告された給料表を基に、2%程度の減額調整を行った給料表を、改めて本市の「義務教育諸学校教育職給料表」とするため、今回「川崎市職員の給与に関する条例」の改正を行うものである。

なお、減額調整に際しては、初任給を中心とした若年層に重点をおいて減額率を緩和した改定を行う。

(2) 義務教育諸学校における学校栄養職、学校事務職の号給の切替表の改定

ア 学校栄養職

義務教育諸学校の学校栄養職に適用する表級号については、神奈川県学校栄養職給料表における級号給の月額に、地域手当の配分変更等のため2%程度の減額調整を行った上で、本市の医療職給料表(2)の級号給の月額の同額又は直近上位の号給とする切替表を制定するため、平成28年第4回川崎市議会定例会において「川崎市職員の給与に関する条例」の改正を行ったところである。

この度、平成28年神奈川県人事委員会勧告において、神奈川県学校栄養職給料表について増額勧告があったことから、勧告された給料表の級号給の月額に、2%程度の減額調整を行った上で、改めて本市の医療職給料表(2)の級号給の月額の同額又は直近上位の号給とする切替表へと改定するため、今回「川崎市職員の給与に関する条例」の改正を行うものである。

イ 学校事務職

義務教育諸学校の学校事務職に適用する表級号については、神奈川県为学校行政職給料表における級号給の月額に、地域手当の配分変更等のため2%程度の減額調整を行った上で、本市の行政職給料表(1)の級号給の月額の同額又は直近上位の号給とする切替表を制定するため、平成28年第4回川崎市議会定例会において「川崎市職員の給与に関する条例」の改正を行ったところである。

この度、平成28年神奈川県人事委員会勧告において、神奈川県为学校行政職給料表について増額勧告があったことから、勧告された給料表の級号給の月額に、2%程度の減額調整を行った上で、改めて本市の行政職給料表(1)の級号給の月額の同額又は直近上位の号給とする切替表へと改定するため、今回「川崎市職員の給与に関する条例」の改正を行うものである。

2 施行期日

公布の日から施行

3 神奈川県人事委員会勧告(平成28年10月12日)

(1) 月例給の引き上げ 公民較差784円(0.20%)

(2) 期末・勤勉手当の引き上げ 0.10月(年間支給月数4.20月→4.30月)